

高等学校における選択制の決定過程に関する考察

— 選択制の促進要因と阻害要因の視点から（事例研究） —

静岡県立横須賀高等学校 山崎 保寿

1. はじめに

今日、第14期中央教育審議会答申に見られるように生徒の多様化に対応して高等学校の教育課程における選択制の拡大が強く要請されている⁽¹⁾。既に平成元年改訂新学習指導要領においても、総則第5款の1で「多様な各教科・科目を設け生徒が自由に選択することのできるよう配慮するものとする」という規定が新たに加えられ、選択制の拡大は従来の改訂時以上に強い要望となっている。

現在、高等学校においては、新学習指導要領に対応した教育課程の編成を迫られており、わけでも選択制の編成は、特色ある教育課程を実現するために各学校の中心議題になっている。

筆者は既に、高等学校の選択制を実証的に考察し、選択制の促進要因と阻害要因に関する因子を抽出した⁽²⁾。すなわち、促進要因に関しては「将来の職業への配慮」の因子、「高度な専門性への配慮」の因子、「特色ある教育課程実現への配慮」の因子、「科目担当教員への配慮」の因子、「生徒の要望への配慮」の因子、「各教科のバランスへの配慮」の因子の6因子である⁽³⁾。そして、阻害要因に関しては「指導態勢への阻害」の因子、「生徒把握への阻害」の因子、「公平な評価への阻害」の因子、「教員の教科専門性への阻害」の因子、「類型による阻害」の因子、「教育目標への阻害」の因子の6因子である。

そこで、以下では、これらの因子を分析の視点として、一高等学校の事例を通して教育課程の決定過程における選択制拡大の実際の問題点を考察する。

2. 事例校の概要

S県立A高等学校は、昭和23年に隣接町のB高等学校の分校として発足し、昭和27年から全日制普通科の高等学校として現在に至っている⁽⁴⁾。学力的には地域の中学校から中位以下に位置する生徒が進学している。昭和45年に学校の活性化をねらって、工業・商業・家庭科のコース制を実施したが⁽⁵⁾、かえって近隣学区の職業高校に合格する見込みのない生徒がこれらのコースに集まることになった。特に、工業科には問題生徒が集中するという事態を招いたため、再び普通科のみの学校に戻っている。

事例校の生徒の学力については、次の例によって知られる。平成4年度4月に実施した数学科基礎学力診断テスト⁽⁶⁾では、「2次方程式 $X^2 = 7$ を解け」(中学校3年の範囲の問題)の正当率は、21.0%である。この例によって、中学校の基礎学力に欠ける生徒が多数在籍していることが知られる。基礎学力に欠ける生徒が多数在籍していることは、次節で考察するように、教員間に選択制よりも基礎学力の充実が先決という意識をもたらし、選択制の拡大阻害要因として強く影響している。

また、事例校における上級学校への進学率は、30.2%である(表1参照)。事例校のように就職希望者の多い高校こそ、新学習指導要領の目的とする普通科における職業教育⁽⁷⁾を実施するにふさわしい学校であるが、次節に述べるように、実際には教育課程の決定過程において職業教育という観点からの選択制の吟味は、職員会議という全体の場では十分になされなかった。

表1 事例校の進路状況(平成3年度卒業生)

種別	細分	男子	女子	小計	合計(%)	
卒業生数		166	162		328(100%)	
進学者数	4年制大学	国公立	0	0	0	99(30.2%)
		私立	4	3	7	
	短期大学	国公立	1	0	1	
		私立	1	19	20	
	専修・各種学校	50	21	71		
就職者数		107	119		226(68.9%)	
その他		3	0		3(0.9%)	

(S県立A高等学校『平成4年度 進路の手引(資料編)』P.4より作成)

3. 教育課程の編成過程(県教育委員会から学校へ)

本節および次節では、教育課程の編成に関する県教育委員会による指導助言を中心に、事例校における教育課程の決定過程において内部要因がどのように関係して、実際の高等学校における選択制が決定されるかを考察する⁽⁸⁾。本節で明らかにするのは、教育課程の編成に関する県教育委員会による指導助言の内容と、学校への伝達経路である。

新学習指導要領に関して、県教育委員会からの伝達講習会が行われる。これは県の地域別に各高等学校の教務主任および教科主任(または教科の代表者)を集め、平成3年8月と平成4年7月にそれぞれ1回ずつ行われている。それ以外に平成3年には教務主任に対して教育課程の編成に関する説明会が2回行われている。また、この伝達講習会とは別に、県内中堅教員によって構

成される教育課程検討委員会がある。

この伝達講習会を受けて事例校においては教育課程の編成作業を図1のような経路で進めている。

文部省 → 地区県別伝達講習 → 県教育委員会（指導主事，教育課程検討委員会）

教務主任および↓各教科主任を通して伝達

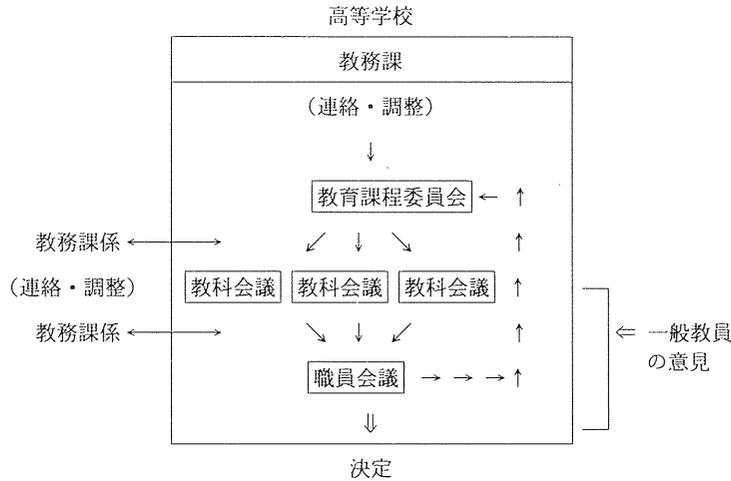


図1 教育課程講習における説明の伝達経路（事例校の場合）

さて、県教育委員会による伝達講習会においては、高等学校学習指導要領の改訂について次の内容で説明がなされた。まず、教育課程講習会資料⁽⁴⁰⁾に基づいて改訂の経緯および改訂の基本方針が説明された。特に強調されたのは、人間としての在り方生き方に関する教育を通して道徳教育の充実を図ることであり、それをLHRや倫理を通じて行うべきことが説明された。

次いで、新高等学校学習指導要領の第1章総則について第1款教育課程編成の一般方針から第8款通信制の課程における教育課程の特例までが順に説明された。その主な指導内容は、表2の通りである。表2の右側の欄は、これらの指導内容について、事例校において編成されている新教育課程への反映度を、事例校に所属する筆者の観察により評価したものである。反映度の高い項目は、体験的な学習の実践、いじめなどに対する配慮として生命に対する畏敬の念の育成、望ましい勤労観や職業観の育成などである。反対に、選択制に関する項目については、第4節でも考察するように、概して反映度が低くなっている。

以上が県内の伝達講習会において示された主な内容である。伝達講習会という性格上、学習指導要領の改訂点を忠実に伝えることが主眼となっている。このような伝達講習会に関する問題点をあえて挙げれば、特色ある教育課程のための情報やその方策が示されることが少ないことであろう。講習会では、県内高等学校のベテラン教員が講師を担当しているのであるが、講師の立場

表2 第1章総則の内容についての指導内容

款 節	学習指導要領の項目	重点指導内容	事例校での 反 映 度
改訂の 基本方針	人間としての在り方生き方に関する教育を通して道徳教育の充実を図る	LHRや倫理を通じて行うこと。	○
改訂の 要 点	各教科・科目の履習について	学校選択ではなくて生徒選択のチャンスを与えること。	△
第1款1	体験的な学習や問題解決的な学習などを通じて・・・	学校行事・特別活動・職業科目を通して行う。	◎
第1款2	生命に対する畏敬の念を培う	いじめなどに関しての配慮である。	◎
第1款4	望ましい勤労観、職業観の育成や奉仕の精神の涵養	学校行事・特別活動・職業科目を通して行う。	◎
第2款1	A、Bがついている各教科・科目について	多様な生徒の実態に応じた選択学習が積極的になされること。	△
第2款1	1単位の定め方（授業の1単位時間は50分を標準とする）	標準の時間より短縮することは望まない。 標準を重視したい。	◎
第2款1	標準単位数	標準単位数をくだらないものとする。標準単位数よりも少なく単位数を配当することは極力実施しない。また、倍単は届け出が必要 ⁽¹¹⁾ 。	△
第4款2	週当たりの授業時間数は、32単位時間を標準とする	32単位時間は、学校5日制を考慮したものである。	○
第4款6	クラブ活動の実施は部活動との関連を考慮することができる	部活動への参加をもってクラブ活動の一部または全部の履修に替えることができる。ただし、LHRは代替できない。	△

◎十分反映されている ○ほぼ反映されている △あまり反映されていない ×全く反映されていない（筆者の評価）

（S県教育委員会高校教育課「平成3年度高等学校教育課程講習会 総則及び特別活動」1991.8.を参照）

や力量の関係もあって、学習指導要領の文言や上位の伝達講習会の繰り返しになりやすいことである。

もちろん、学習指導要領の改訂の趣旨等⁽¹²⁾を忠実に伝えることは伝達講習会という性格上やむを得ないことであり、それはそれとして意義のあることである。しかし、学習指導要領の改訂の主旨が各高等学校へ伝わるまでには次第に色あせ、文言の解釈と教育課程の編成作業の問題に終始しやすいことは特色ある教育課程の編成という点では少なからず問題である。下の講習会ほど特色ある教育課程実現につながる情報が少なくなり、柔軟で弾力のある解釈もされにくくなっていく。

加えて、学校の教務主任もそれをおうむ返しに受け取っては、特色ある教育課程実現のために教務主任としての力量を発揮することは一層難しくなる。教育課程の編成過程における教務主任のリーダーシップが弱い場合には、学校内部においては改訂の趣旨を実現しようとする意識はさらに失われ、単位数の配当を完了すればこと足れりとする傾向も見られるのである。教務主任自身が改訂の趣旨を先取りし、特色ある教育課程の編成について研究的態度をもつことが必要である。

4. 事例校における選択制の決定過程

教育課程の決定過程の中でも、選択制の決定過程は、学校内部の要因が強く作用するだけに重要である。とりわけ事例校においては、学校の歴史的要因、生徒の学力（低学力）の要因、時間割の構造に対する理解不足等の要因が選択制の拡大阻害要因として強く働いた。これらの阻害要因を考察するために、まず、事例校における新教育課程決定までの過程について明らかにしたい。

事例校では、教頭、教務主任、進路指導主事、各教科主任、教務課係を構成メンバーとする教育課程委員会（図2参照）が中心となり新教育課程の編成に取り組んだ⁽¹³⁾。教育課程に関する職員会議は、平成3年度中に6回、平成4年4月から7月までに3回開かれている。

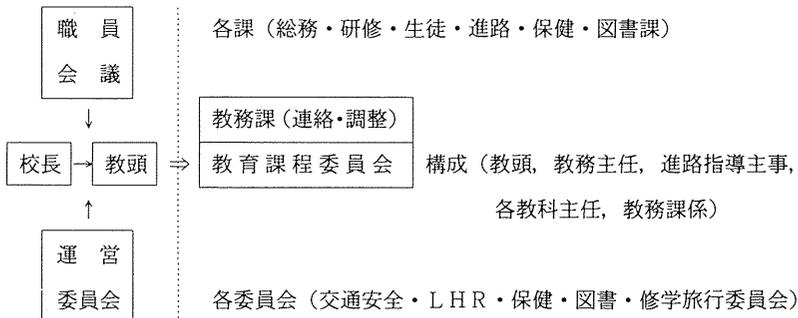


図2 教育課程委員会の位置（S県立A高等学校『学校要覧』p.8「校務分掌組織」より作成。）

教育課程の編成過程で主な問題になったのは、第一に、学校5日制との関連で総単位数をどのように定めるか、第二に、学校の特色を生かした「その他の科目」の設定をするかどうか、第三に、選択科目の組み合わせを単位数との関連でどのようにするかである。

第一の問題については、全日制の課程においては32単位を標準とする学習指導要領の規定や伝達講習会の主旨を踏まえながらも、事例校では総単位数を31単位で構成することになった。その理由は、学校完全5日制を見通した場合には32単位よりも31単位の方が対応しやすいこと、大学受験者が少ないため進学校のように大学入試に必要な科目に単位数を多く配当する必要がな

いこと、といて、職業・芸術・家庭科の単位数を増加しようとしても教員の担当時間数の関係から無理があること等である。

第二の問題については、「その他の科目」として就職希望者向けに「礼儀作法」などが考案されたが、そのカリキュラムが明確でなかったために見送られ、教務課の課題として残されることになった。

第三の問題については、職業科目を中心とした選択科目群に普通科目を含めるか否かが問題になったが、普通科目は職業科目の授業形態（2単位で2時間連続授業）に合わせる事ができず、職業科目と芸術科目の組み合わせによって選択科目群を構成することになった。しかも、2年次と3年次で職業科目と芸術科目の選択を交替する方法が取られ、選択方法に関する特色をなすことになった（図3参照）。

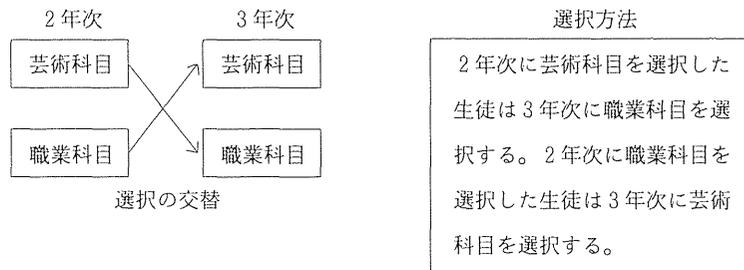


図3 2年次と3年次の選択方法

表3 事例校教育課程における生徒選択制の部分

年次 教科	2年次		3年次		備考
	科目	選択方法	科目	選択方法	
芸術	音楽Ⅱ(2)	α	音楽Ⅱ(2)	α' α' : 1科目 2単位 を選択	αとα' については2年次 と3年次 で生徒は 芸術とそ れ以外の 選択を交 替する
	美術Ⅱ(2)		美術Ⅱ(2)		
書道Ⅱ(2)	書道Ⅱ(2)				
家庭		β	食物(3)	β : 1科目 3単位 を選択	
商業	流通経済(3)		保育(3)		
			流通経済(3)		
工業	工業基礎(3)	1科目 2単位 を選択	会計(3)		
	製図(3)		工業基礎(3)		
			製図(新)(3)		製図(継続)(3)
			実習(3)		

表4 事例校における自由選択単位数

年次 類型	1年次	2年次		3年次	
		A類型	B類型	A類型	B類型
選択可能単位数	3	2	0	5	文系3 理系5
学年全単位数	31	31	31	31	31

以上のような問題について、教育課程委員会が中心となり1991年9月から毎月検討が重ねられた。その過程で、教育課程編成の推進役である教務主任が最も努力したのは、就職希望者が過半数を占める普通科高校において進学希望者にも対応しつつ職業科目の特色を出すことであった。教務主任が、普通科教員との意見調整に努めることによって、就職類型には職業科目を必修にすることとし、選択制にも上記のような特色を持たせることができた。結果的に、事例校の新教育課程の最終案のうち2年次と3年次の生徒選択の部分は表3のようになった。表3で α と α' が前述した選択を交替する科目群である。また、生徒の自由選択単位数を示したものが表4である。

以上のように、普通科における職業教育を重視する基本方針の下に検討された教育課程であるが、選択制に関しては、次の二点で問題を残すものとなった。

第一に、類型を越えた生徒の選択は不可能なことである。新学習指導要領では、「その類型において履修させることになっている各教科・科目以外の各教科・科目を履修させたり、生徒が自由に選択履修することのできる各教科・科目を設けたりするものとする。」(総則第5款の1)として類型を越えた選択が可能になるように強調しているのに対して、事例校では現実には考えられていなかった。その理由としては次のことが挙げられる。つまり、一般の教員には、時間割に関する教員・科目の条件や個々の条件の関連性についての理解が不足しているため、類型を越えた選択に関する討議が十分になされていないことである。言い換えれば、時間割の構造に対する認識が不十分なため、類型を越えた選択が可能になるような柔軟な発想がなされないことである。さらには、事例校においては、進学希望者と就職希望者とを分ける類型のため、両者に共通の科目を選択する道を開くという発想が乏しいことも挙げられる。

第二に、生徒が実質的に選択可能な単位数は、1年次に芸術の3単位、2年次にA類型(就職希望者)の2単位、3年次にA類型の5単位、B類型(進学希望者)の3～5単位のみである(表4参照)。教育課程の編成過程においては、普通科における職業教育の必要性や生徒の実態に合った選択制の在り方などが検討された。しかし、教員の担当時間の問題や生徒の把握の問題、生徒の学力の問題⁽⁴⁾を無視することができず、結果的に事例校の選択制は生徒の自由選択の少ないものとなった。

この二点に関してみれば、事例校の選択制は硬直化したものとなった。このような選択制の硬直化は、事例校だけに見られるのではない。例えば、文部省指定の教育課程研究校となった神奈川県立茅ヶ崎西浜高等学校でも選択制の拡大に関しては、教員の間には全科目必修にして選択を廃止すべきであるとの意見があることを報告している⁽⁵⁾。選択制の決定には、生徒の学力の要因、教員の担当時間の要因、学校の歴史的要因等が強く影響するのである。

本節の最後に、事例校における選択制の決定過程を観察し促進要因と阻害要因の観点から整理すれば表5-1および表5-2のようになる。

表 5 - 1 選択制の決定過程の考察（促進要因の視点から）

考察の視点（選択制の促進要因）	選択制の決定過程の考察
将来の職業への配慮	当初の理念としては強かったが、教育課程の編成の過程で、選択制には十分反映されていない。
高度な専門性への配慮	教育課程の編成当初から殆ど配慮されていない。 生徒の学力に対する期待が少ない。
特色ある教育課程実現への配慮	一部の教員間には配慮への意識が強く選択方法において特色を持たすように配慮された。事例校の場合、将来の職業への配慮を十分に行うことが教育課程の特色を実現することになる。
科目担当教員への配慮	当初から十分に配慮された。家庭科や職業科目担当教員への配慮も行き届いている。
生徒の要望への配慮	教育課程の編成過程では生徒の要望への配慮はそれほど強くはなかったが、生徒の学力、興味・関心については十分に配慮された。
各教科のバランスへの配慮	当初から十分に配慮された。

表 5 - 2 選択制の決定過程の考察（阻害要因の視点から）

考察の視点（選択制の阻害要因）	選択制の決定過程の考察
指導態勢への阻害	事例校では、組織的な生徒指導が日常的に行われており、選択制の拡大によって指導態勢が阻害されるという意識は少ない。
生徒把握への阻害	選択制の拡大によって教室移動が多くなり、生徒の把握が困難になるという意識は強い。授業をエスケープする生徒が増加することが懸念された。
公平な評価への阻害	職業科目については選択制を拡大しても公平な評価が阻害されるという意識は見られなかった。
教員の教科専門性への阻害	選択制の拡大によって担当時間が増加することを警戒する意識は非常に強い。最大の阻害要因といえる。
類型による阻害	事例校では、類型を越えた選択をすることは許されず、選択制の拡大を阻害している。
教育目標への阻害	選択制の拡大が教育目標の達成を阻害するという意識が少し見られる。

5. まとめと今後の実践課題

事例校においては、普通科における職業教育を目的として特色ある教育課程の実現が目指され、教育課程の類型を設けることによって進学希望者への対応も目指されたが、選択制の拡大については消極的なものとなった。その要因として、コース制から選択制へという学校の歴史的要因、生徒の学力の問題、教員の担当時間の問題等が選択制拡大の阻害要因として強く影響した（図4参照）。

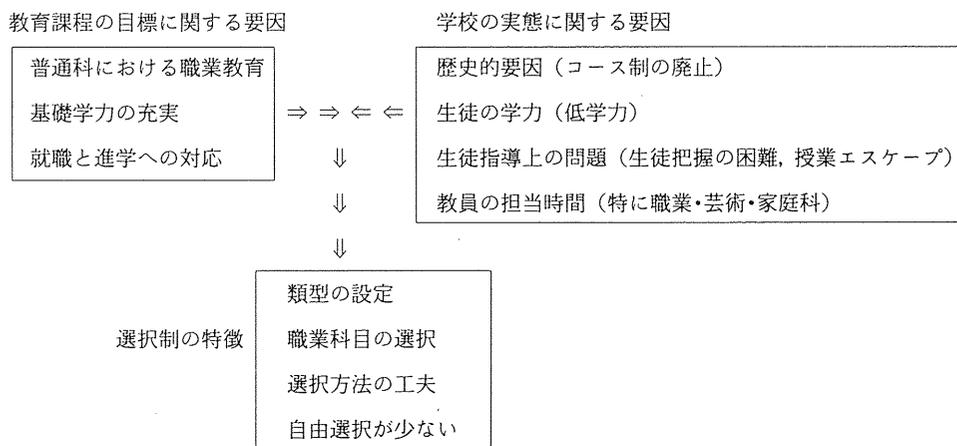


図4 事例校における選択制に影響した要因

事例校における選択制の決定過程を考察した結果、選択制の拡大には、基礎学力の充実と選択制をいかに両立させるかが重要な鍵になることが明らかになった。したがって、基礎学力の充実を目的とする科目を選択肢の中に設定することが実践面の重要な課題になると指摘することができる。その際に、選択制の拡大を実現するためには、生徒の選択が安易に流れるとか、評価が甘くなるといった見方そのものを反省することが必要である。

また、教育課程委員会 → 教科会議 → 職員会議というサイクルの中で、教務主任の強力なリーダーシップと教務課の連絡・調整機能がないと、学習指導要領の改訂の主旨を実現することが難しいことが考察された。高等学校のように教科中心主義の学校では、教務主任が特色ある教育課程を実現するためによほど強いリーダーシップを発揮しない限り、選択制を拡大の方向に改善することは難しい。

今後の実践課題は、新学習指導要領の趣旨や学校5日制の実施を踏まえ、教員が新しい学力観を認識しそれを選択制に反映すること、そして、選択制によって特色ある教育課程を実現するためには教務主任の強力なリーダーシップが必要なことである。

注

- (1) 文部省『新しい時代に対応する教育改革』文部時報臨増 ぎょうせい, 1991年, 36頁。
- (2) 山崎保寿「普通科高等学校教育課程に関する教育経営学的研究—教育課程経営における選択制拡大の問題—」平成3年度筑波大学大学院教育研究科修士論文 179～207頁。同論文の一部を再構成し「高等学校教育課程における選択制拡大に関する実証的研究」として大塚学校経営研究会春季合宿研究会で発表している(1992.3.29)。
- (3) 選択制の促進要因に関する考察については、拙稿「普通科高等学校教育課程における選択制の促進要因」『学校教育研究』第7巻, 1992年 参照。
- (4) S県立A高等学校『平成4年度学校要覧』参照。
- (5) コース制設立の背景に関しては、A高校工業科教諭永井重芳が次のように考察している。
 1. 高校進学率上昇に伴い普通科生徒が多様化したことへの対応として。
 2. 企業の合理化、労働力の不足などによる社会の要請に応えるため。また、その後コース制廃止について次のような意見が出されたとしている。
 1. 施設、設備、単位数等において中途半端であるため、就職に当たってコースの生徒が特に有利ではない。
 2. 技能者養成よりも基礎学力の充実が先決である。
 3. 新指導要領(当時)に示されている選択制の強化は、コースがある限り自由な展開ができない。(永井重芳「A高校における工業科の歩み」S県立A高等学校『研究紀要』第11号, 1985年, 86～106頁。)
- (6) 平成4年4月15日に実施した数学科基礎学力診断テスト結果報告書参照。事例校では、小学校4年から中学校3年までの問題によって基礎学力診断テストを実施している。平成4年度は8回目である。この問題以外にも、「400円の1割2分5厘は、何円ですか。」(小学校6年の範囲の問題)の正当率は20.0%であり、小学校高学年から算数の理解力に問題を抱えている生徒が多いことが分かる。
- (7) 文部省『高等学校学習指導要領』(平成元年度改訂)総則編第5款の2で「普通科においては、地域や学校の実態、生徒の特性、進路等を考慮し、必要に応じて、適切な職業に関する各教科・科目の履修の機会の確保について配慮するものとする。」と規定された。

また、この規定は、「普通科における職業教育を重視することを一層明確に」(文部省内教育課程研究会監修辻村哲夫・大西珠枝『高等学校新教育課程の解説』ぎょうせい, 1991年, 188～189頁。)示したものであり、普通科における職業教育の重視は、今回の改訂に対して県から学校への伝達講習会においても特に強調されている。
- (8) 本来、教育課程とは、「学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を生徒の心身の発達に応じ、授業時数や単位数との関連において、総合的に組織した学校の教育計画」(文部省『高等学校学習指導要領解説総則編』東山書房, 1989年, 47頁。)であり、単なる教育課程表の作成や単位数の配当を意味してはいない。しかし、現実には教育課程表を定めるまでが、特に選択制に関しては重要な意味

を持つことも無視できない。

- (9) 事例校における教育課程委員会の構成等については、次節で示す。
- (10) S県立教育委員会高校教育課『平成3年度高等学校教育課程講習会総則及び特別活動』1991年8月。
(B4版全58頁)。
- (11) 標準の限度を超えて単位数を増加して配当する場合の他に、県教育委員会に届出が必要なものには次のような場合などがある。地域、学校および生徒の実態に応じて「その他の科目」を設ける場合、必修科目の単位数を減ずる場合、単位の認定を学期の区分毎に行う場合などである。(S県教育委員会高校教育課『S県高等学校教育課程編成の手引』1992年7月 参照)
- (12) 具体的には、「心豊かな人間の育成」「基礎・基本の重視と個性を生かす教育の充実」「自己教育力の育成」「文化と伝統の尊重と国際理解の推進」といった改訂の基本方針を指す。
- (13) 事例校における教育課程編成の基本方針は次の通りである。すなわち、将来、本校に入学してくる生徒の学力のレベルが急激に高くなるとは考えられないという基本認識に立ち、現状とほぼ同様の生徒を教育するものと予想して次の四つの方針の下に教育課程を編成すべきであるとしている(A高等学校「教育課程についての審議事項」より)。
1. 普通高校において職業科目を学習させる意義を重視し、従来通り家庭科、工業科、商業科の科目を履修させる。
 2. 学力の高い者、進学希望者に対する教育課程として、英語、数学における習熟度別授業を実施する。これは、同時に低学力者に対する丁寧な学業指導を保障するものでもある。
 3. コース制と類型制については、過去の反省(過去、工業コースに問題が集中した)から類型制を採用する。
 4. その他、学校5日制の実施を考慮に入れ、1週間の授業時数や必修クラブの部活動との代替については柔軟に対処する。
- (14) 選択科目群の中に実技科目を設定することについては、生徒の学力・集中力の関係で座学では無理なので実習科目を採用するという考えが事例校では強い。
- (15) 「生徒の能力・興味・関心等に応じて、多様な選択科目が履修できるようにするための教育課程の編成と実施上の工夫」『中等教育資料』第577号、1991年2月臨増、689～702頁。神奈川県立茅ヶ崎西浜高等学校における教員対象の選択科目の意識調査によれば、「全科目必修にして選択を廃止すべきである」と答えた教員が39%を占め、その理由として、「これによって基礎学力の充実に図る条件が得られるから」という答えがその内53%を占めている。